

## 規制の事後評価書

法律又は政令の名称：労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令  
規制の名称：安全帯の譲渡等の制限等に関する規制の見直し  
規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。  
担当部局：労働基準局安全衛生部安全課  
評価実施時期：令和5年12月

### 1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

平成 30 年 2 月の事前評価時点と現時点における社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

労働者の墜落による危険を防止するために使用しなければならない安全帯については、「一本つり」のものと「U字つり」のものが、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 42 条に基づき、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）第 13 条第 3 項第 28 号において、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ譲渡し、貸与し、又は設置することができない機械等として定められていた。

本規制においては国際標準化機構（以下「ISO」という。）や諸外国の法令等において「一本つり」の安全帯により墜落による危険を防止することが定められていることを踏まえ、我が国でも「一本つり」の安全帯により墜落による危険を防止することとし、併せて法第 42 条の対象となる機械等から「U字つり」の安全帯を除くこととして、令第 13 条第 3 項第 28 号の「安全帯（墜落による危険を防止するためのものに限る。）」を「墜落制止用器具」に改めたものである。

仮に当該規制緩和措置が実施されなかった場合、安全帯の製造業者にU字つりの安全帯を譲渡し、又は貸与する際の規制等不要な負担を強いる状況を生じさせた可能性が高い。

### ③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価後、社会経済情勢や科学技術の変化は特段認められなかった。事前評価時から引き続き、ISO や諸外国の法令等においては「一本つり」の安全帯により墜落による危険を防止することが定められていることを踏まえ、安全帯の譲渡、貸与、設置における規制を緩和（令第 13 条第 3 項第 28 号から「U字つり」の安全帯を除外）することは必要である。

## 2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

### ④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

#### 【事前評価時の測定指標】

本規制により、新たに負担する費用はない。

#### 【遵守費用】

今般の措置は法第 42 条の規制対象から一部を除外するものであり、新たに機械等の購入を要する性質のものではないため、新たに事業者が負担する費用はない。

### ⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

#### 【事前評価時の測定指標】

国において、本規制に伴う費用の増減はない。

#### 【行政費用】

今般の措置は規制対象の一部緩和であり、新たに検査や手続き等を要する、又は不要とする性質のものではないため、国において新たに要する費用の増減はない。

## ⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

### 【労働者への便益】

労働者への便益はなかった。ただし、法に基づく関係省令・告示を改正し、労働者の墜落による危険を防止するために使用しなければならない安全帯を一本つりの安全帯に限ることとすること等により、労働者の墜落による危険の防止をさらに進めることができた。

### 【事業者への便益】

事業者への便益は、「U字つり」の安全帯について法第42条を遵守する分の費用が軽減された。

### 【国民全体への便益】

国民全体への便益は製造業者等への負担軽減が図られた。

いずれも事前評価時の効果推計とかい離はない。

## ⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

効果（便益）について、具体的な額として金銭価値化することは困難である。

## ⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

副次的な影響及び波及的な影響については特になし。

### 3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

当該規制緩和は法第 42 条の規制対象から一部を除外するものであり、新たに機械等の購入を要する性質のものではないため、新たに事業者が負担する費用はなく、また新たに検査や手続き等を要する、又は不要とする性質のものではないため、国において新たに要する費用や人員等の増減はない。

一方、当該規制緩和により、安全帯のうち「U字つり」の安全帯を譲渡し、貸与し、又は設置する際の規制が軽減され、安全帯の製造業者の負担が軽減された。また、法に基づく関係省令・告示を改正し、労働者の墜落による危険を防止するために使用しなければならない安全帯を一本つりの安全帯に限ることとすること等により、労働者の安全確保が図られた。

以上を踏まえ、日本国内におけるフルハーネス型かつ「一本つり」の安全帯の使用を原則とし、これに併せて法第 42 条の対象となる機械等から「U字つり」の安全帯を除くこととして、令第 13 条第 3 項第 28 号の「安全帯（墜落による危険を防止するためのものに限る。）」を「墜落制止用器具」に改めることは妥当であった。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：安全帯の譲渡等の制限等に関する規制の見直し

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：労働基準局安全衛生部安全課

評価実施時期：平成30年2月

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第42条においては、政令で定める機械等は、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならないこととしている。また、同条に基づき、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第13条第3項各第28号において、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ譲渡し、貸与し、又は設置することができない機械等として安全帯を定めている。

安全帯には一本つりのものとU字つりのものが存在するところ、今般、法に基づく関係省令・告示を改正し、労働者の墜落による危険を防止するために使用しなければならない安全帯を一本つりの安全帯に限ることとすること等を予定しているが、これにより安全帯を使用しなければならない場面でU字つりの安全帯を単独で使用することができなくなるため、U字つりの安全帯を譲渡し、貸与し、又は設置する際の規制をかけておく必要がなくなることから、法第42条に基づき厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ譲渡し、貸与し、又は設置することができない機械等から、U字つりの安全帯を除くこととする。（以下「本規制」という。）

### ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

上記のとおり、今般、法に基づく関係省令・告示を改正し、労働者の墜落による危険を防止するために使用しなければならない安全帯を一本つりの安全帯に限ることとすること等を予定しているが、これにより安全帯を使用しなければならない場面でU字つりの安全帯を単独で使用することができなくなるにもかかわらず、本規制を実施しない場合には、U字つりの安全帯を譲渡し、貸与し、又は設置する際の規制をかけておくままとなり、安全帯の製造業者等に不要な負担を強いることになる。

したがって、安全帯の製造業者等に不要な負担を課さないようにするため、本規制を実施するものである。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

#### 【遵守費用】

本規制により、新たに負担する費用はない。

#### 【行政費用】

国において、本規制に伴う費用、人員等の増減はない。

#### 【その他の社会的費用】

特になし。

### ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

今般の本規制は、法に基づく関係省令・告示を改正し、労働者の墜落による危険を防止するために使用しなければならない安全帯を一本つりの安全帯に限ることとすること等を予定していることにあわせて行うものであるが、本規制とあわせて行う関係省令・告示の改正も含めると、全体としては労働者の墜落による危険の防止を推進し、労働者の安全確保の強化を図るものであるため、本規制により規制が緩和されることにより労働者の墜落による危険が増大するというおそれはなく、これに関するモニタリングを実施する必要はない。

### 3 直接的な効果（便益）の把握

#### ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

##### 【労働者への便益】

特になし（ただし、法に基づく関係省令・告示を改正し、労働者の墜落による危険を防止するために使用しなければならない安全帯を一本つりの安全帯に限ることとすること等により、労働者の墜落による危険の防止をさらに進めることができる。）

##### 【事業者への便益】

安全帯の製造業者等がU字つりの安全帯を厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備したものとするために負担する分の費用が軽減される。

##### 【国民全体への便益】

安全帯の製造業者等の負担の軽減が図られる。（なお、法に基づく関係省令・告示を改正し、労働者の墜落による危険を防止するために使用しなければならない安全帯を一本つりの安全帯に限ることとすること等により、労働者の安全確保が図られる。）

#### ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

効果（便益）について、具体的な額として金銭価値化することは困難。

#### ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

安全帯の製造業者等がU字つりの安全帯に厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備させるために要する費用は、当該製造業者等の製造工程や製造設備等により大きく変わるものであり、また現時点では厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しない安全帯を製造されていないため、どれだけの遵守費用額が削減されるかを見通すことは困難である。

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

特になし。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本規制の便益は、安全帯の製造業者等がU字つりの安全帯を厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備したものとするために負担する分の費用の軽減に資することである。（なお、法に基づく関係省令・告示を改正し、労働者の墜落による危険を防止するために使用しなければならない安全帯を一本つりの安全帯に限ることとすること等により、労働者の墜落による危険の防止をさらに進めることができる。）

費用については、安全帯の製造業者等がU字つりの安全帯に厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備させるために要する費用の分が軽減される。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。



代替案（U字つりの安全帯に係る厚生労働大臣が定める規格又は安全装置の基準を緩和する）では、安全帯を使用しなければならない場面でU字つりの安全帯を単独で使うことができなくなるにもかかわらず、U字つりの安全帯を譲渡し、貸与し、又は設置する際に一定の規格又は安全装置を具備しなければならないという規制をかけておくことに変わりはなく、安全帯の製造業者等に不要な負担を強いることになる。

したがって、安全帯の製造業者等に不要な負担を課さないようにするため、代替案でなく、本規制案を採用すべきである。

## 7 その他の関連事項

### ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

本規制を内部で検討する段階で、本事前評価を活用し、本規制が妥当であると判断した。

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

労働者の墜落による危険を防止する観点から、安全帯に係る規制を行う必要性が発生した場合等に見直しを行う。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

労働者の墜落による労働災害の発生状況や、安全帯の機能や技術の進歩状況等に応じた規制の必要性を踏まえて評価を行う。